

基本財産資金運用取扱に関する細則

第1条 この法人の基本財産の取り扱いについては、公益社団法人日本オリエンテーリング協会定款第36条に基づき、基本財産の取扱に関する規程(以下、規程)の定めるところによる。

第2条 規程の第2条第3項により、資金運用をおこなう場合は以下の要領による。

- (1) 国際大会等への参加費など、助成金が確定する前に、事前に支払う必要があるとき。
- (2) 全日本大会等において、運用資金に充たないとき、締切等による支出が必用なとき。
- (3) 地図調査等において、数年にわたり費用支出が必用なとき。
- (4) 日本体育協会新会館の移転に伴う費用の支出が必要なとき。

第3条 第2条において資金運用をおこなった場合、助成金や運用資金の収入が入った時点で、基本財産会計に戻すこと。

- 2 この運用は、年度内に限りおこなうこと。
- 3 第2条(3)項においては、年度をまたがっておこなうことがある。その場合は、基本財産運用会計簿に記載すること。
- 4 第2条(4)項の決済については、理事会の決議を経て実施すること。

第4条 基本財産の運用については、理事会の決議を経ておこなう。

第5条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年9月5日から施行する。